

地域の自治会や町会、区へ加入しましょう！

～住民自治組織のご紹介～

町内にも、多数の住民自治組織があります。自治会や区など、地域によって名称が異なりますが、自治会や区では、住みやすく安心・安全な地域づくりを目指すため、防犯・防災活動や清掃活動、レクリエーション活動など、地域に密着した活動を行っています。転入・転居された方は、地域の自治会などに入会し「いざ」という時のためにも、普段から地域の絆を深めておきましょう！

団体への加入は、地域の自治会長や区長、または班長へご連絡ください。

住民自治組織の基盤となる『自助／共助／公助』という考え方を紹介いたします！

【自助とは…】

自ら（家族も含む）の命は自らが守ること、または備えること。

【共助とは…】

近隣が互いに助け合って地域を守ること、または備えること。

※特に「共助」では、近隣の人たちが互いに助け合い地域を守ること、また備えることの大切さが示されています。自分の住んでいる地域は、お互いの協力や助け合いで成り立っていることを、改めて再認識しましょう。

【公助とは…】

町をはじめ、警察・消防・ライフラインを支える各社による応急・復旧対策活動のこと。

【自治会などへ加入されていない方へのお願い】

加入されていない方は、ぜひ自治会などへ加入し、普段から地域の絆を深めておきましょう。地域の一員として、またご家族やご自身のためにも、ぜひ入会をお願いいたします。

問い合わせ先 役場総務課 秘書広聴係（利根町区長会事務局） ☎68-2211（内線503）

商工会だより 事業主の方は必読！労働保険の制度について！

～労働保険適用促進強化期間！～

労働保険は、労働者災害補償保険（通称・労災保険）と雇用保険を通称したもので、労働者とその家族、ひいては事業主を守るための制度です。

労働者（アルバイト含む）を一人でも雇っている事業主は、労働保険（労災保険・雇用保険）に加入する義務があります。

また、パートタイム労働者の方でも、一定の要件を満たす方は雇用保険の加入が義務づけられています。

改めて制度の内容などを確認し、働きやすい職場環境を目指しましょう！

雇用保険制度とは…

労働者が失業した場合や労働者の雇用継続が困難となる事由が生じた場合に、失業等給付を行うとともに、再就職を促進するために必要な給付を行うものです。

また、上記以外にも、景気の変動などにより事業活動の縮小を余儀なくされた場合に、労働者を休業させたり、教育訓練を受けさせたりした事業主などに対して支給される雇用調整助成金など、事業主などに対して支給される各種助成金があります。

労災保険制度とは…

労働基準法の災害補償の規定に基づく、使用者責任を代行する機能をもった制度で、業務災害や通勤災害を労働者の負傷・病気・死亡などに対して、事業主に代わって必要な保険給付を行い、被災者・遺族を後援するものです。

また、労働者の社会復帰の促進など、労働者の福祉の増進を図るための事業も行っています。

なお、保険制度の詳細および加入手続きについては、茨城労働局総務部労働保険徴収室（☎029-224-6213）、最寄りの労働基準監督署または、ハローワークへお尋ねください。

金額 1万円／1セット（1万1千円分の商品券）

発売日 11月26日（日）

発行数 1,500セット

販売所 利根町商工会、サイクルショップタナカ、地脇商店

～利根町内共通商品券についてのお知らせ～

広報とね8月号でもお知らせしましたが、今年の商品券は右記の内容で発売を予定しております。

詳しくは、直前に新聞折込チラシなどでご案内させていただきますので、よろしくお祈りいたします。

問い合わせ先 利根町商工会 ☎68-7417

消費生活相談だより

～訪問買い取りにご注意！～

年末近くになると、訪問買い取りに関する相談が増えます。突然の電話で、「リサイクルショップを始めたいのですが品物が不足しています。昔の着物1枚、古い洋服や靴、皿1枚からでも買い取ります。」などと誘われませんが、ご注意ください。言葉巧みに誘導して、接触をしようとしています。訪問買い取りの電話は、すぐ断りましょう。

実際にあった事例！

『思い出の品を返して。。。』

「何でも買い取りさせていただきます。」と言われて、いろいろ不用品があったので、訪問買い取りに来てもらった。

当日は、電話してきた感じの良い女性ではなく、怖そうな男性が2人で来訪して来た。古い着物を見せようとしたら、目もくれず、「そんな物より宝石や貴金属はないのか。もし無いと言うのなら、ガソリン代や人件費を支払え。わざわざ遠くから来たのだから。」と、すこまれた。

怖くなって母の形見の宝石や金のネックレスなどを出したところ、二束三文で買い取られた。

契約日から8日以内ならクーリング・オフ（無条件での契約解除）できますが、「もうよそに売り払ったので手元にはない。」などと言われて品物を取り戻すことができませんでした…。

参考：国民生活センターのホームページ

相談窓口 ①役場経済課 消費生活相談窓口 毎週水曜日 午前10時～午後5時（正午から午後1時までの時間を除く）

問い合わせ先 ☎68-2211（内線322）
（役場では、消費生活相談員がご相談をお受けしております。）

②茨城県消費生活センター 毎週月曜日～金曜日、日曜日 午前9時～午後5時

☎029-225-6445

③土曜日、祝日は188（いやや・消費者ホットライン）へ。

なお、近隣市町村へのご相談はご遠慮ください。

ごみ出しのルールを守りましょう！

間違ったごみの出し方をすると、集積所に回収されなかったごみが残ってしまうなど周辺の方に迷惑をかけてしまいます。ごみ出しのルールをもう一度見直してみましょう。

【収集日当日の朝8時までに出ししましょう。】

前日にごみを出すと不審火の原因になったり、カラスなどに食い散らかされる原因になりますので、当日の朝に出しましょう。

【ごみは町指定のごみ袋で出ししましょう。】

他市町村のごみ袋、レジ袋、米袋、ダンボール箱などでは出さないでください。

例え、袋に町指定のステッカーが貼ってあっても回収しません。

【ガスボンベ・スプレー缶は、穴をあけて出ししましょう。】

ガスを抜いていないものが混入すると火災の原因となります。卓上コンロのガスボンベやスプレー缶は穴を開けてガスを抜いてから出してください。ガスを抜くことができない場合は、産業廃棄物収集運搬許可業者に依頼してください。

【収集できないごみを出さないようにしましょう。】

【収集できないごみの例】

| 種類 | 方法 |
|---------------|--|
| リサイクル家電 | テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコンは家電リサイクルの対象品目です。購入した店舗に依頼するか近くの家電販売店にお尋ねください。 |
| パソコン | パソコンはリサイクルの対象品目です。廃棄するパソコンのメーカー、またはパソコン3R推進協会（☎03-5282-7685）に回収方法を確認してください。また、役場環境対策課でも小型家電回収ボックスを設置しパソコンを回収しています。（本体とモニターのセットまたは本体のみ） |
| オイル・オイル缶（機械用） | オイルやオイル缶（機械用）は、販売店またはガソリンスタンドなどにお問い合わせください。 |
| その他 | 「ごみと資源の出し方」のパンフレットでご確認ください。パンフレットがご自宅にない場合は、役場環境対策課までお申し付けください。 |

問い合わせ先 役場環境対策課 ☎68-2211（内線252）

